

## 土地区画整理法第76条許可申請について

第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業区域内で建築行為等を行う場合、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となりますので、「土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書」を市街地整備課へ提出してください。

### ● 第1号様式記入上の注意

- 1 この第1号様式中、該当の事項を○で囲み、その他必要な事項を記入してください。
- 2 申請行為の場所は、下記のとおり表示してください。
  - (1) 従前の土地であるときはその地名地番
  - (2) 指定された仮換地であるときは仮換地指定通知に記載された街区、画地の番号
  - (3) 道路公園等公共用地であるときはそれぞれの名称、仮称又は何番地地先
- 3 その他必要な事項欄は、この申請行為に関連して土地区画整理法以外の法令、条例、規則等に基づいて同時に手続きをしているときの内容を詳しく記入してください。

### ● 必要書類

- 1 土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書  
(富士市 HP の市街地整備課の HP の申請書一覧からダウンロードできます。)
- 2 公図写し(従前地に建てる時)又は仮換地図    3 位置図    4 建物配置図
- 5 求積図(仮換地指定地の場合、仮換地指定通知および仮換地明細図の写しを添付)
- 6 平面図    7 立面図    8 承諾書(地権者と建築主が異なる場合のみ)
- 9 委任状(代理人が申請を行う場合)

※4には上水道・下水道の管の位置、雨水排水の側溝への接続箇所と口径を明記してください。

※5は仮換地での申請は、敷地面積及び道路境界長、隣接境界長は仮換地指定の数値を記入して下さい。

### ● 部数

仮換地への建築行為等の場合・・・2部

(注) 1 新たに建てられる場合、物置・カーポートなど住宅以外の建築物も第76条の申請が必要になります。

2 当地区には地区計画が定められておりますので、建築土地対策課への申請が必要となります(境界線付近の建築の制限については、民法においても定められているのでご注意ください)。

参考 ～民法より～

(境界線付近の建築の制限)

#### 第二百三十四条

- 1 建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。
- 2 前項の規程に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。